

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 9 月 10 日号をお送りします。

===== Index=====

▼ 法令情報

>>> 輸送費用に関して付加価値税還付申請を行う際の留意点

>>> スпамメッセージなどの予防に関する政令の概要

----------*-----*-----*-----*-----*-----*-----*-----*
==*-----*-----*

■—法令情報—————■

【税制】 輸送費用に関して付加価値税還付申請を行う際の留意点

=====
=====◆◇◆◇◆

2020 年 8 月 28 日、税務総局はオフィシャルレター Official Letter No. 3560/TCT-KK を発行し、

輸送費用に関して付加価値税還付申請を行う際には、
合理性・整合性のある必要書類一式の保管が必要である旨注意喚起を行った。
当該オフィシャルレターにより、例えば必要な証憑が不足している、
証憑間で発送先などの情報が異なっている場合、
税務局はその理由や取引内容について慎重に確認を行うことになる。

書類に不足や不整合がある場合、税務局の付加価値税還付手続きに時間がかかるため、
以下の点にご留意いただきたい。

- ・ 必要な書類を保管していること。具体的には、商品輸送に関連する証憑
(輸送請求書、輸送契約書、輸送スケジュール、その他輸送の内容がわかる書類)、
輸出契約書、輸出の税関申告書、銀行での振込証明書。
- ・ 上記書類の内容に合理性、整合性があること。具体的には
商品名、商品コード、数量、引渡場所、引渡条件、買主、売主などの情報に関する合理性、

整合性。

- ・取引の順序に合理性、整合性があること。例えば輸出港への商品の輸送費用は、輸出通関の時点より前に発生していること。また輸出用の原材料の購入は商品が輸出通関される時点より前に発生していること。

参考文献

2020年8月28日付税務総局発行オフィシャルレター-Official Letter 3560/TCT-KK号

【スパムメッセージ】 スпамメッセージなどの予防に関する政令の概要

=====

=====◆◇◆◇◆

スパムメッセージ、スパムメール、迷惑電話予防に関する政令 Decree91/2020/ND-CP号 (以下、「政令91/2020」) が2020年8月14日に発表され、2020年10月1日より発効となる。

当該政令の内容を以下にまとめる。

1.メッセージ・電子メールまたは電話での広告が許可される場合

政令91/2020によると、広告者は受信先の事前の同意を得た場合に限り、メッセージ、電子メールまたは電話での広告が許可される。

なお、受信先の同意を得る方法は下記のうちのいずれかに限られる。

- a) 広告者が最初かつ唯一の広告登録メッセージを送信した後に、受信先が広告メッセージを受信することに同意する。
- b) 受信先が書面、ポータル/ウェブサイト、オンラインアプリケーション、ソーシャルネットワーク上で
広告の受信に同意する。
- c) 受信先が広告者に架電またはメッセージを送信し、広告の受信を申し込む。
- d) 受信先が広告サポートソフトウェアを使用する。

上記の方法で受信先から事前の同意を取得できていない場合、

メッセージ、電子メールまたは電話による広告を行うことはできない。

2. DoNotCall リストについての規定

政令 91/2020 によると、「広告拒否リスト」(DoNotCall リスト) は、
広告登録メッセージ、広告メッセージまたは広告電話を拒否している電話番号のリストである。

広告者は DoNotCall リストの電話番号への広告登録メッセージ、広告メッセージの送信、
または広告電話をしてはいけない。また DoNotCall リスト以外の電話番号には、
広告者は最初及び唯一の広告登録メッセージの送信のみが許可される。
そして受信先が同意した場合のみ、広告者は広告を続けることができる。

上記より、広告を行う前に、情報通信省のポータル/ウェブサイトで情報を検索して、
広告を予定している先の番号が DoNotCall リストにないことを確認する必要がある。
ただし、現時点ではこのリストはまだ発表されていない。

3. その他の禁止行為に関する規定

- a) 受信先が広告の受信を拒否または最初の広告登録メッセージに返事なかった場合、
広告者は広告登録メッセージまたは広告メッセージを送信してはならない。
- b) 受信先からの拒否リクエストがあった場合、
直ちにメッセージ・電子メールまたは電話での広告を停止しなければならない。
- c) 受信先と合意した場合を除き、24 時間以内に一つの電話番号に 2 回以上の広告電話、
4 回以上の広告メッセージ及び 4 件以上の電子メールを送信してはならない。
- d) 受信先と合意した場合を除き、22:00 から 7:00 の間に広告メッセージ送信してはならない。
また 17:00 から 8:00 の間に広告電話をしてはならない。

4. 違反行為に対する処分

政令 91/2020 の第 32 条によると、広告者は特定の違反行為に応じて
5,000,000 VND~100,000,000 VND の罰金が科される。

参考文献

2020 年 8 月 14 日付政令 Decree91/2020/ND-CP 号

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を1月31日に発売いたしました。

http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
